最終更新日：2015年12月22日
日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長兼COO　土田　伸治
問合せ先：TEL 03-3452-1025
証券コード：5269
http://www.ncic.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営理念を実現するとともに、株主の皆様を初めとする様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるために、コーポレートガバナンスの充実に努めます。
なお、当社は、当社の業種業態や企業規模等を総合的に勘案し、監査役設置会社の形態を採用しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜補充原則1－2－4＞
当社は議決権を行使しやすい電子行使環境の整備や招集通知の英文による提供につきましては現時点では実施しておりません。議決権の電子行使につきましては、株主の皆様の利便性や費用対効果などを総合的に勘案し、今後導入を検討してまいります。招集通知の英文による提供につきましては、海外投資家の議決権割合が今後30%を超えたときを目処に、英訳した招集通知を当社ホームページ等で開示することを検討いたします。

＜原則3－1＞
(v)社外取締役及び社外監査役個々の選任理由につきましては、株主総会招集ご通知及び本報告書の「2. 1【取締役関係】及び【監査役関係】」に記載しております。
なお、来年度以降は社内取締役及び社内監査役個々の選任理由につきましても、開示を検討する予定であります。

＜補充原則4－11－3＞
当社は、取締役会の実効性の維持・向上のため、今年度末より取締役会の分析・評価を定期的に実施し、その結果の概要を開示いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則1－4＞
当社のコーポレートガバナンス基本方針第2章1.「株主との関係」(4)「政策保有株式に対する方針」に記載しております。

なお、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」につきましては、以下の自社ホームページをご参照ください。
http://www.ncic.co.jp/ir/governance.html

＜原則1－7＞
当社は、当社が取締役、執行役員及び主要株主等（関連当事者）との間で取引を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することがないよう、取締役会はあらかじめ取引内容の合理性や利益相反のおそれ等を勘案し、承認の可否を判断いたします。

＜原則3－1＞
(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の経営理念・行動理念につきましては、コーポレートガバナンス基本方針第1章3.「経営理念及び行動理念」に記載しております。
さらに、以下の自社ホームページに記載しております。
http://www.ncic.co.jp/company/philosophy.html
また、当社は2015年度を初年度とする中期経営計画を策定しており、その概要につきまして、自社ホームページに掲載しております。
http://www.ncic.co.jp/ir/pdf/ir150515-5.pdf
(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、「コーポレートガバナンス基本方針」を自社ホームページに掲載しております。
(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
1. 報酬を決定するに当たっての方針
当社のコーポレートガバナンス基本方針第3章6.「取締役の報酬」に記載しております。
2. 上記方針にかかる手続き
当社のコーポレートガバナンス基本方針第3章5.「報酬諮問委員会」に記載しておりますとおり、諮問委員会の答申を受け、取締役会で承認の可否を判断いたします。
(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
1. 選任・指名を行うに当たっての方針
当社のコーポレートガバナンス基本方針第3章3.「取締役及び監査役候補者の指名方針・手続き」(1)「取締役候補者」、(2)「監査役候補者」に記載しております。
2. 上記方針にかかる手続き
当社のコーポレートガバナンス基本方針第3章3.「取締役及び監査役候補者の指名方針・手続き」(3)「手続き」に記載しております。

＜補充原則4－1－1＞
当社のコーポレートガバナンス基本方針第3章1.「取締役会及び取締役」(1)「取締役会の責務・役割」に記載しております。

＜原則4－8＞
当社のコーポレートガバナンス基本方針第3章1.「取締役会及び取締役」(2)「取締役会の構成」に記載しております。

＜原則4－9＞
当社のコーポレートガバナンス基本方針第3章4.「独立性基準」及び別紙に記載しております。
また、独立社外取締役候補者につきましては、グローバル企業の経営者としての豊富な知識・経験あるいは有識者、専門家としての高い知見を有する者等の中から選任いたします。

＜補充原則4－11－1＞
取締役会の規模に関する考え方につきましては、当社のコーポレートガバナンス基本方針第3章1.「取締役会及び取締役」(2)「取締役会の構成」に記載しております。
また、取締役会は、日コングループの事業に関する深い知見を備えるとともに、財務会計、リスク管理及びコンプライアンス等に関する多様な知識・経験・専門性を備えた全体として適切なバランスの取れた構成といたします。

＜補充原則4－11－2＞
取締役および監査役が当社グループ以外の会社の役員を兼任する場合は、定期的に取締役会で報告し、その合理性等につきまして監督に努めております。また主要な兼任に状況につきましては、事業報告の「会社役員に関する事項」、有価証券報告書の「役員の状況」において開示しております。

＜補充原則4－14－2＞
当社のコーポレートガバナンス基本方針第3章8.「取締役・監査役のトレーニング方針」に記載しております。

＜原則5－1＞
当社のコーポレートガバナンス基本方針第2章1.「株主との関係」(6)「株主との建設的な対話に関する方針」に記載しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金株式会社	6,940,000	12.04
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託太平洋セメント口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	3,634,500	6.31
日コン取引先持株会	2,304,700	4.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,193,200	3.80
日本電設工業株式会社	2,008,750	3.48
太平洋セメント株式会社	1,500,000	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,298,400	2.25
株式会社みずほ銀行	1,000,000	1.73
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	976,247	1.69
株式会社三菱東京UFJ銀行	930,000	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
八木　功	他の会社の出身者											
中川　智章	他の会社の出身者					○		○				
間塚　道義	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
八木　功	○	八木功氏は、過去に全日本空輸株式会社の代表取締役副社長を務めておりましたが、当社は同社と一般消費者としての通常の取引を行っております。	大企業の代表取締役を経験される等、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場での経営全般に関する適切な助言等が、コーポレート・ガバナンスの一層の充実につながると判断し、選任しております。 （独立役員として指定する理由）独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員に選任しております。
中川　智章		中川智章氏は、新日鐵住金株式会社の常務執行役員であり、当社は新日鐵住金株式会社からコンクリートポール・パイル等の原材料の一部である鋼材等を仕入れております。なお、新日鐵住金株式会社は当社発行済株式（自己株式を除く）の12.04%を保有しております。	大企業の常務執行役員として、豊富な経験と実績に基づき、客観的視点からの経営全般に対する適切な提言と監督、チェック機能が、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めると判断し、選任しております。
			大企業の代表取締役を経験される等、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場での経営全般に関する

間塚　道義	○	間塚道義氏は、富士通株式会社の取締役を務めておりますが、当社と同社双方間の取引規模はそれぞれの売上高に対して軽微であります。	適切な助言等が、コーポレート・ガバナンスの一層の充実につながると判断し、選任しております。 （独立役員として指定する理由）同氏は当社取引先の親会社の元代表取締役ではありますが、同社および当社の意思決定に対して影響を与える取引関係はありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、監査役会設置会社体制のもと、取締役の報酬について、公正性、客観性及び透明性を担保するために、取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と監査計画・監査結果を相互に開示するとともに、会計監査人の実査往査に立ち会う一方、四半期ごとの定期的な会合および適宜必要な打合せを行う等の連携により、情報の共有および監査の効率性・実効性確保に努めております。

また、監査役は、内部監査室と基本的に毎月開催する定期的な会合、随時開催する臨時的な会合で、監査計画・監査結果を相互に説明する等の連携により、情報の共有を図るとともに効率的で実効性のある監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村節男	他の会社の出身者							△						
安藤まこと	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村節男		中村節男氏は、太平洋セメント株式会社の元常勤監査役であり、当社は太平洋セメント株式会社から、コンクリートポール・パイル等の原材料の一部であるセメントを仕入れております。なお、同社は当社発行済株式（自己株式を除く）の8.89%（退職給付信託口3,634千株を含む）を保有しております。	大企業の取締役および監査役を務められた豊富な経験と実績に基づく客観的視点での経営全般に対する監督、チェック機能が、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めると判断し選任しております。
安藤まこと	○	―――	公認会計士として高い専門知識と見識を有し、独立した立場から客観的な助言を期待するとともに、監査役の職務を適切に執行できると判断し選任しております。 （独立役員として指定する理由）独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬に準じたBIP信託を導入する他、社長が各取締役の実績を査定し、報酬等の額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年3月期の実績
取締役12名　221,344千円（うち社外取締役2名　5,370千円）
監査役　3名　　28,150千円（うち社外監査役2名　9,190千円）

各取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別の基本報酬額に、一定の基準に基づき、会社業績等に応じた加減を行って算定しております。各監査役の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査役会で決定した基準に従い算定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

経営管理部が連携・調整を行うとともに、取締役会資料の送付等、サポートの任にあたっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

現状の体制の概要
1. 業務執行の機能に係る事項
（1）取締役会
取締役会は3名の社外取締役を含む8名の取締役で構成し監査役会との緊密な連携のもとに、適法かつ妥当な意思決定および取締役の職務執行の監視監督を行っております。取締役会は、毎月1回、定例取締役会を開催することを基本とするほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し経営状況を適切に把握するとともに、スピーディーな意思決定が行える体制となっております。
なお、当社の取締役の定数は15名以内とする旨を定款で定めております。

（2）経営会議
当社は、取締役会の決議により選任された13名の執行役員と常任監査役をメンバーとする経営会議を設置し、取締役会の定めた基本方針に基づく具体的な業務執行に関する計画を審議決定するとともに、その進捗状況をフォローしております。経営会議は毎月の定例会議の他、必要に応じて臨時経営会議を随時開催しており、執行役員の内5名が取締役を兼務しております。

（3）経営関連会議
当社は、業務を担当する部門長と執行役員で構成する幹部会を毎月開催し、重要決定事項の通達、業務遂行状況の報告・確認等を行っております。また、四半期毎に、全グループ会社の社長と幹部会メンバーによるグループ幹部会を開催し、経営方針を周知徹底しグループ経営の強化を図っております。

2. 監査・監督の機能に係る事項
（1）内部監査
社長直轄の内部監査室（専任4名）を設置しております。内部監査室は、年間の監査計画に基づき、当社および当社グループ各社の業務が適正かつ妥当に行われているか監査し、適時改善提案を行っています。内部監査の結果はすべて社長に報告されるとともに、常任監査役にも報告され、監査役監査との連携を図っております。

（2）内部統制評価委員会
経理担当執行役員を委員長とする内部統制評価委員会を設置し、内部統制評価規定に基づき、財務報告の内部統制について整備の状況および運用の有効性を定期的に評価し改善を図っております。なお、内部統制評価委員会は、適宜、取締役会にその整備・運用状況を報告しております。

（3）監査役監査
当社は、2名の社外監査役（うち1名は女性）を含む3名で監査役会を構成し、監査役は、監査役会の定めた監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、当社および子会社の業務および財産状況の調査を行う等、取締役の職務執行を監査しております。また、監査の結果は、毎月開催される監査役会において報告され情報の共有化を図っております。
なお、社外監査役の内1名は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（4）会計監査
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。監査を担当する業務執行社員は城戸和弘氏および草野耕司氏の2名の公認会計士であり、監査補助者は公認会計士4名、会計士補等3名です。なお、当社と監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はなく、かつ継続関与年数は7年以内です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の業種業態や企業規模等を総合的に勘案した結果、監査役設置会社の形態が当社のガバナンスを有効に機能させる面において最も効率的であると判断し、監査役設置会社を採用しております。なお、当社は独立性がある財務・会計に関する知見を有する公認会計士を含めた2名の社外監査役を選任し監査機能の強化を図る一方、企業経営に精通した複数の社外取締役を選任することにより、経営の監督機能の強化を図っております。また、執行役員制度の導入等により、経営の意思決定のスピード化と効率化を図り業務執行機能を強化しております。これらの機能強化に加え、内部監査室および内部統制評価委員会が取締役会および監査役会と緊密に連携することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め健全で持続的な成長を可能にすると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年の第84回定時株主総会の招集通知は、平成27年6月8日に東証および自社ホームページに開示したのち、平成27年6月11日に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（第2四半期・期末）機関投資家、アナリスト向けに業績説明会を開催。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信（四半期を含む）、株主総会招集通知、株主総会決議通知、決算説明会資料、適時開示内容を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部　株式・IRグループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規範(平成20年7月改定)により、企業活動および社会活動における当社役職員の行動規範となる企業倫理基準を次のとおり定めております。 1. 企業活動における企業倫理 （1）高品質かつ安全な製品およびサービスを安定的に供給する。 （2）公正かつ自由な競争原理に基づき、法令および健全な商習慣を遵守し誠実な取引活動を行う。 （3）企業情報を積極的に開示し、透明かつ公正な企業活動を維持する。 （4）従業員の人権と個性を尊重しつつ、合理的かつ効率的な企業運営を行う。 2. 社会活動における企業倫理 （1）社会貢献活動に積極的に取り組む。 （2）環境問題を認識し、環境保全対策に取り組む。 （3）政治活動に関しては、法令を遵守し、政治、行政と健全かつ正常な関係を保つ。 （4）反社会的勢力および団体に対し、断固たる行動を取り、助長させるような行為は一切行なわない。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレート・ガバナンスを推進するうえで、内部統制システムの整備が極めて重要と認識しております。このため、取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するとともに、当社グループの業務の適正を確保する体制を整備する基本方針である「内部統制システムの整備に関する基本方針」を以下のとおり定めております。

（1） 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
1) 当社は、コンプライアンス経営の重要性に鑑み、平成12年4月に「企業倫理規範」を定めるとともに、平成16年2月には社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社の各部門長および日コングループ会社（財務諸表等規則第8条第3項の子会社をいい、以下「グループ会社」という。）社長をコンプライアンス責任者とする。
2) 当社およびグループ会社（以下総称して「当社グループ」という。）は、コンプライアンス経営を第一義とし、イントラネットの活用等により「企業倫理規範」を含む「企業倫理ハンドブック」の周知徹底を図り、法令遵守と企業倫理に基づく行動の実践に努めていく。
3) 当社グループは、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止および早期発見等を図るため、内部通報制度（「日コングループ・ヘルプライン」）を導入し、通報のための専用窓口を社内・外に設置し、通報を理由として通報者に対し不利益な取り扱いを禁止する。
4) 当社グループは、グループ幹部会において適時にコンプライアンスに関する情報を提供し、周知徹底を図る。
5) 内部監査室は、日コングループ会社管理規定および監査規定に基づき、グループ会社に対する内部監査を実施する。
6) 当社グループは、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との関係を遮断することを「企業倫理規準」および「企業行動基準」に定め、取締役、使用人に遵守を徹底させる。
7) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制評価委員会おいて、内部統制評価規定に基づき、その整備状況および運用の有効性を定期的に評価し改善を図る。

（2） 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、法令および社内規則（文書規定、稟議規定等）に則って保存、管理する。

（3） 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループは、グループ全体のリスク管理について、リスク管理規定に則って管理・連絡体制を構築し、当社の各部門およびグループ会社の所管業務に付随するリスク管理は、当社の各部門長およびグループ会社社長が行うこととする。
なお、当社グループにおいて重大な影響を及ぼすリスクが顕在化した場合は、社長直轄の対策本部を当社に設置し、対応策を決定のうえ関係部門に実行を指示する。

（4） 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1) 当社は、定例取締役会を毎月1回開催することを基本とするとともに、臨時取締役会を随時開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行状況の監督を行う。
2) 当社は、取締役会の定めた基本方針に基づいて、重要な業務執行に関する計画およびその執行状況を審議・確認するため、常勤取締役、常勤監査役および執行役員全員による経営会議を毎月1回開催するほか、臨時経営会議を随時開催し、取締役会の機能強化および経営効率の向上を図る。
3) 当社グループの業務運営については、当社において中期経営計画および各年度予算を策定し、全社的な目標を設定した上で、グループ幹部会等を通じて、グループ会社に対して経営方針の周知徹底を図る。当社の各部門およびグループ会社は、これを受けて自部門およびグループ会社の目標達成のための施策を立案し実行する。
なお、当社の経営会議において定期的にその進捗状況をレビューする。

（5） 当社および当社子会社における業務の適正を確保するための体制
1) 当社グループは、グループ会社の社長をコンプライアンス責任者とするとともに、グループ幹部会等を通じて、「企業倫理規範」の周知徹底およびその実践を図っていく。
2) グループ会社の経営については、その独自性を活かしつつ、日コングループ会社管理規定に基づき、経営成績、財務状況および事業方針、年度予算等に関する定期的な報告を義務付けるとともに、重要事項については、日コングループ稟議手続要領に基づき、当社の事前承認を得る。
なお、当社の子会社担当役員は当社の経営会議に子会社の状況を定期的に報告する。

（6） 監査役の職務を補助する使用人および指示の実効性の確保について
内部監査室、経営管理部との連携で対応しており、現在、専任の補助使用人は置いていないが、求められた場合、専任の補助使用人を置くか、置く場合の人数等については常勤監査役と協議のうえ決定する。
なお、補助使用人を置いた場合、当該補助使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、異動、評価、懲戒処分は常勤監査役の同意を得て行う。

（7） 当社の取締役および使用人並びに当社子会社の取締役、監査役等および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制等
1) 当社の取締役または使用人は、法定の事項に加え、経営状況の大きな変動、リスクの顕在化等、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項を速やかに監査役会に報告する。
2) 常勤監査役は、業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会、経営会議その他重要な会議に出席する一方、重要な決裁書類である稟議書その他の文書を閲覧するとともに、当社グループの取締役および使用人に適宜報告を求める。
3) 内部監査室による当社グループの監査の結果ならびに被監査部門に対する指摘事項の改善状況等については、常勤監査役に報告する。
4) 内部監査室は、日コングループ・ヘルプラインへの通報の結果について定期的に当社の監査役に報告する。

（8） その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制等
1) 社長は、監査役会と意見交換を密に行う。
2) 内部監査室および経営管理部をして、監査役会および当社の会計監査人である監査法人による監査との連携を図らせる。
3) 当社は、会社法第388条に基づく監査役からの費用等の請求に対する支払を実効的に担保するため、監査役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた取り組みについて、当社グループの企業行動規準において、反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で対応し、これらに金銭を供与したりこれらを利用したりすることなく、かつ恐れずに断固たる行動をとることを宣言し、当社グループ全社員に周知徹底しております。また、上記1.（1）4)に記載の反社会的勢力との関係遮断について、内部統制システムの整備に関する基本方針として取締役会で決議しております。この基本方針に基づき、社内体制の整備・維持に努めるほか、警察、顧問弁護士、外部専門機関と連携し、反社会的勢力の情報収集や排除にむけた指導を受けております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

株式会社の支配に関する基本方針
(1)当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。
当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。
当社の企業価値の源泉は、(a)コンクリートポールのリーディングカンパニーとして長年にわたり蓄積した、コンクリート製品や生産設備に関する総合的な技術力、製造・施工技術やノウハウ、(b)上記(a)の技術力等により裏打ちされた、高品質の製品・施工の安定的な供給力、(c)当社グループおよび当社の製造技術・施工技術の供与先で構成するNC グループにおいて構築された全国的な製造・販売のネットワーク、(d)仕入先・販売先をはじめとするあらゆる取引先との間に長年にわたり築かれてきた強固な信頼関係、並びに(e)上記(a)及び(b)の技術力を支え、向上させる経験、ノウハウを有する従業員の存在にあると考えております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容
当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成25年6月27日開催の第82回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を改定・継続することを決議いたしました。
本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるために必要な手続を定めております。
買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会又は当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。
買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。
当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。
こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。
なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト(http://www.ncic.co.jp/)に掲載しております。

(3)上記の取組みについての当社取締役会の判断及びその理由
上記の取組みは以下の理由により基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。
1)企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上
本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として再導入されるものです。
2)買収防衛策に関する指針等の要件の充足
本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針(以下「指針」といいます。)の定める三原則((a)企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、(b)事前開示・株主意思の原則、(c)必要性・相当性の原則)を全て充足しています。
また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策のあり方」の内容も踏まえて運用することが可能なものとなっております。
3)株主意思の重視
本プランは、株主の皆様の意思を反映させるため、株主総会における承認を経て導入されております。
さらに、当社取締役会は、本プランで定めるとおり、一定の場合には株主総会において新株予約権無償割当て決議を行うことができることとしております。
加えて、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において当社取締役会への上記委任を撤回する旨又は本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。
4)独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得
本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役等のみから構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。
さらに、独立委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。
5)合理的な客観的要件の設定
本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。
6)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと
本プランは、当社株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではあり

ません。また、当社においては取締役の任期は1年であり、期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制

